

平成18年4月27日

関係各位

名古屋市中区橋2-10-1  
名古屋テレビ放送株式会社

「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」逸脱の追加について

当社の放送したCMにおいて、『映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避ける』などとした日本民間放送連盟等のガイドラインを逸脱する映像手法が使用されました。

このCMは、土曜日午前10時から10時25分放送の“渡辺篤史の建もの探訪”の提供CM（30秒の建設業企業CM）として放送されたもので、1秒間に4回の光の点滅をさせる映像が1ヶ所含まれていました。

CMが放送されたのは、同番組が放送された2006年4月1日（土）、8日（土）、15日（土）、22日（土）の各1回ずつ計4回です。

当社では、テレビショッピング番組において、2005年9月から2006年4月までの間、ガイドラインを超える映像手法が使われていたことから（平成18年4月21日リリース「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」逸脱について）、改めてガイドラインの周知徹底および更なる逸脱事例の有無のチェックを続行中のところ、このたびの逸脱が明らかになりました。

このような事態を再び起こしたことを改めてお詫びするとともに、引き続き再発の防止に全力で取り組む所存です。

以上

【この件についてのお問い合わせ】

社長室 浅井 賢二

又は 佐藤 祐治

TEL 052-322-7107

又は 7108